

清朝末期の覆判制度について

娜 鶴雅

はじめに

- 一 清末の覆判制度の導入
- 二 清末の覆判制度の実施
- 三 清末の覆判制度の手續上の価値
 1. 三法司の廃止
 2. 秋朝審制度の変通
 3. 解審の部分的免除

まとめ

はじめに

覆判制度は清朝末期から出現し中華民国北洋政府時期に形をなし、普遍的に適用されるようになり、かつ中華民国政府に採用された制度である（主に軍事裁判と煙毒等の特別な刑事事件の処理のために用いられた）⁽¹⁾。

歴史的に言う、覆判制度は三代の政府に採用され、その存続期間が70年間を超えるが、もっぱらこれを対象とした研究は決して多くない。その上、清朝末期から民国初期までの覆判制度は司法独立という理念を追求する際に、司法の実務と矛盾が出た場合、伝統的な制度の経験に鑑みて、現実と妥協をするためのものであると、多くの学者が認識している⁽²⁾。

しかし、清末において、伝統的な審判制度がその固有の機能を発揮できず、

新たな審判制度が機能不全に陥った場合、覆判制度が新たな審判制度と伝統的なものを結びつけ、下級機構と皇帝の間の審級の空白を補い、プロセスの欠如によって事実の真相が正確に明らかにされない可能性を回避し、真相を究明することを目標とし、一定程度機能していた。

一 清末の覆判制度の導入

清朝末期の光緒新政から、様々な改革が矢継ぎ早に開始されるようになった。不平等条約を廃止し、領事裁判権を改正することを目的に、西洋を学習し、近現代化の司法制度体系を樹立し、司法独立を図ることが司法改革の重心となった。光緒32年（1906）に、日本を模倣し、最初の四級三審の審判制度が確立された。すなわち、中央、各省の都、府、県にそれぞれ大理院、高等審判庁、地方審判庁、初級審判庁という四つの審級を設け、訴訟事件は三つの審級の審判庁の審理を経て終結のものとした。伝統的に中国では、地方が常に「行政兼理司法」（行政長官が行政実務のみならず、司法裁判をも兼ねて扱うこと）という形式を取り、省、府、県各級の行政機構が地方の行政に関して責任を取ると同時に、司法審判を兼務した。

司法と行政の分離を実現する基礎として、まず専任審判機構である審判庁の建設が行われた。民国元年（1912）、『司法公報』の司法統計によると、京師に高等審判庁と地方審判庁を各1箇所、初級審判庁を4箇所設け、全国の22省、215府、80直隸州及び1031県において、合わせて高等審判庁19箇所、高等審判分庁4箇所、地方審判庁113箇所、地方審判分庁11箇所と初級審判庁196箇所を設けていた。全体的にみると、清末において高等審判庁の建設はほぼ終わったが、地方審判庁は「司法区域分画暫行章程」に挙げられた審判庁建設数の三分の一しかできておらず、初級審判庁に至っては、五分の一以下であった。審判庁を設置しなかった地方においては、依然として伝統的な地方行政官が司

法審判を兼務する方式を取った⁽³⁾。

司法独立は審級制度上において、主に審判機構と裁判官の独立性に体现される。本来行政官に属する県の長官である知県が、審判を兼務する上で、検察の事務をも兼務するやり方は疑いなく司法独立の否定である。訴訟実務において、行政官は行政権力からの妨害を排除し、公正に事件を判決することが難しく、かつ個人的に伝統的な学問を修習し、近代の法学知識、経験と法律素養を持たないため、行政官が下した判決は近代裁判のそれとしては説得力のあるものではなかった⁽⁴⁾。民国の司法総長であった張曜曾によると、「現実の制度において、県知事が司法を兼務するのが最も無理のあるものであり、改良という、まずこの制度を一刻も早く直すべきである」⁽⁵⁾と語っていた。

どうやって行政官の下した判決を監督、修正するかに関して、既存の伝統的な行政経験と行政ロジック（伝統的な中国において、司法が国を治めるための道具として扱われ、司法に対する考量が往々にして行政的な経験とロジックを取ることになる）から見ると、訴訟事件が逐次に上級に渡され、上級機関が訴訟事件を覆審する形で県の審判を監督することが、最も有効で穏便である。一方、このような形式が清朝の伝統的な事件処理プロセス、すなわち、「必要的覆審制」⁽⁶⁾によって訴訟事件が自動的に上級機関に送付され、覆審される手続に一致する。一方、この方式が新たな審判制度である四級三審制の中の訴訟事件控訴手続とも似ており、新たな審判制度自体と何ら矛盾するところはない。但し、注意すべきは、四級三審制の中の控訴決定権が審理機構ではなく、当事者にある。当事者が控訴しない限り、上級司法機関が能動的に県の下した判決を確認し、監督することはできない。したがって、伝統的な審判制度と新たなものを総合考慮した上で、審理の慎重性と裁判の公正性を保証するために、清朝政府は「覆判制度」を導入した。

覆判制度とは、行政機構が審理した訴訟事件の中の死罪事件⁽⁷⁾が中央審判機構である大理院に送られ、大理院が訴訟事件の事実認定、法律適用と量刑の妥

当性に関してこれを審査する制度である。

二 清末の覆判制度の実施

清朝の伝統的な司法制度において、刑部が省の事件の覆審と京師事件の審理を担当する。一部は、「三法司」である大理寺と都察院は刑部と合議する必要があるが、刑部の主導の下で裁判が行われる。合議が必要でない場合、大理寺と都察院が事件に関与する権限はない。そして、京師の刑事事件の場合、奏交、咨交に関係なく、刑部がすべての事件を審理し、その司法権がとりわけ強かった⁽⁸⁾。

光緒32年(1906)9月20日、清朝廷が上諭を発表し、官制改革を行い、刑部を法部に改め、司法行政を司ることとした。大理寺を大理院に改め、検察庁を配置し、審判を司らせた。法部が具体的な審判を司ることなく、各省の刑事事件は、大理院に覆判させることとした⁽⁹⁾。光緒32年10月27日に批准した「大理院奏審判権限厘定弁法折」によって、改めて大理院の覆判責任を確認した。すなわち、「京外のすべての死罪事件は、法部と大理院にそれぞれ報告し、大理院が先行して判定を下し、法部に送り検討する」⁽¹⁰⁾。

宣統2年(1910)に公表実施された「憲制編查館奏議法部奏酌擬死罪施行詳細弁法折」の中にも、審判庁が設置された地域において、高等審判庁または地方審判庁が終審判決を出した死罪事件に関して、これを上級審判機構に送付して覆審してもらう必要はない。一方、審判庁が設置されていない地域において、死罪事件は大理院によって覆判をされなければならないことを重ねて表明した⁽¹¹⁾。したがって、清末の覆判制度が主に審判庁未設置地域、すなわち州県等の行政機構が審理する死罪事件を対象としていた。

法部と大理院が死罪事件の権限を明確に定めて以来、各省が覆判をしてもらうために大理院に送った事件の数は、何十から百件を下らず、今後一斉に殺到

すると予想された。しかし、大理院の民事と刑事各庭の人員が限られており、もし全ての死刑事件の覆判を彼らに行わせると、荷が重すぎて、逆に審査が行き届かなくなったり、誤った判決を出したり、人命に関わるものの審査を疎かにしてしまう恐れがあった。

そこで、光緒 33 年（1907）6 月に、人命重案を重要視し、責任区分を明確にするために、討議と考慮を経て、大理院が従前の刑部律例館の制度を模倣し、大理院内に「詳讞処」を設置した。詳讞処の人員は、大理院各庭にある従来の判例に詳しいものの中から選ばれ、総核または分核に任命され、もっぱら各省の死罪事件を覆判するために働くものとされた⁽¹²⁾。

覆判制度の手続から言うと、大理院が死罪事件の事実と量刑結果の書類を審査した後、20 日⁽¹³⁾以内に覆判文書を法部に送り、法部が大理院の覆判結果に対して再び確認をし、法部が確認して異議がない場合、法部が直接に皇帝に上奏する。もし確認して異議がある場合、法部は大理院に訂正を要求することができ、後に両機関が連名で皇帝に上奏する⁽¹⁴⁾。死刑執行の最終裁決は皇帝が行い、かつ法部に通達し、法部が更に関連各省に通達するものとした⁽¹⁵⁾。

覆判制度の期限に関して、清朝政府の態度が非常に明確である。覆判制度が「一時しのぎ」（権宜之計）でしかなく、各省の府、州県の地方審判庁と初級審判庁が成立されたときには、覆判制度に関する各規定を一律に削除するものとされた⁽¹⁶⁾。しかし事実上、民国北洋政府の時期に入っても、各省地方、初級審判庁の設置がまだ完成されておらず、覆判制度の継続適用も自明の理となる。

三 清末の覆判制度の手続上の価値

清末において、西洋の司法独立を方向とする近代司法改革は、創造力と破壊力を兼ね備えたと言えよう。即ち、新たな法律を公表し、審判庁を創設し、新

たな審判制度と審判手続きが立てられるのと同時に、伝統的な審判制度としての必要的覆審制の存続基盤も破壊し、固有の審判手続きが正常に動かなくなった。

1. 三法司の廃止

清朝が明朝の制度を受け継ぎ、各省の訴訟事件は、州県から府と按察使司を経て督撫に渡され、京師の訴訟事件は三法司に帰される⁽¹⁷⁾。「刑部が天下の刑名を受け、都察院が糾察をし、大理寺が駁正をする」⁽¹⁸⁾。全国の死刑事件が三法司の覆審を経て初めて皇帝に上奏されるため、三法司は皇帝の下で死刑事件を覆審する重要な司法機構である。しかし、光緒32年司法改革の推進とともに、司法と行政の分離を目標とする官制改革が、法部と大理院の司法行政と審判職権に関して厳格に区分を行い、とりわけその後の「法部官制」と「大理院官制」の確定によって、制度改正後の法部と大理院が法定の職権範囲内においてのみ各自の職務を行うことになる。従って、刑部、大理寺、都察院が共同に事件を覆審するという伝統的な審判構造は廃止された。

2. 秋朝審制度の変通

清朝において律例は、死刑について斬と絞の二種、死刑の執行の時期によって「立決」と「監候」を規定していた。「立決」は、各官僚機構が必要的覆審制に照らして案件を審理して皇帝が最終的に死刑判決を認定してから、速やかに執行するとなっていた。それに対し、「監候」は、皇帝が死刑判決を認定してから、人犯を各地の監獄に一時収監して秋後の処刑に際して再審理するとなっていた。監候の再審理は、刑部の監獄にある人犯に対する「朝審」と、地方監獄にある人犯に対する「秋審」を分けていた⁽¹⁹⁾。

朝審は明代に始まり、清朝入関後の順治10年（1653）に京師に朝審、直隸に秋審を設置し始め、順治15年（1658）に各省に秋審をすべて設置し、そし

て乾隆32年(1767)に秋審條款40条を制定し、そこから秋審・朝審制度は徐々に完備されてきた。清朝において、全国の各司法事務の中に、秋朝審が年に一度の最も重要かつ盛大な国家大典だけでなく、死刑事件の最後の救済手続でもある。毎年全国各省の死刑事件が秋審に入って覆審され、多くて千六、七百件、少なくとも千二、三百件がある⁽²⁰⁾。

しかし、清末になると、当時の情勢に応じて、秋朝審制度に対して複数回の改正が行われる。まず、光緒33年、法部等の部門が、秋審により「緩決」と判断された事件に対して、これを確定した事件と疑いのある事件⁽²¹⁾に分けて処理することにした。即ち、秋審をする際に、前者に関しては、当該犯人の犯罪事実と罪名を明確にして、それをまとめて奏本で一回具申するだけで、緩決本に入れて上奏する必要がない。これに対して、後者は旧規制に従い、秋審冊の中に入れて確認(覆審)する必要がある⁽²²⁾。

次に、宣統元年(1909)に、修訂法律大臣沈家本が上奏し、秋審條款を改正することを求めた。この上奏は、秋審條款は乾隆32年に編纂されて以来乾隆49年の修訂しか行われず、それに対して律例が数次の改正があったため、秋審條款は律例と合わなくなり、さらに編纂している現行刑律はその罪名や刑の重さが従来より多少変わるため、秋審條款は現行刑律に照らして次々に改正しなければならないと提案した⁽²³⁾。宣統2年(1910)に、秋審條款の改正が完成し、古い条文を削除したうえ、新しい内容を加え、そして新旧刑律を順調に移行するために折衷と公平の原則を採用した。

さらに、宣統2年(1910)に、修訂法律大臣沈家本が再び上奏し、秋審を廃止すべきではないが情勢に応じて適当に変更しなければならないという態度を取った。変更理由については沈家本が以下の三点を指摘した。①「法院編制法」を既に施行し、司法官が慎重に選抜されたものであり、三審制を設置して合議制を採用し、さらに弁護制度と審理公開も施行したため、朝審・秋審制度を行わなくても被告人の利益を守れることができる。②宣統元年に司法権限をはっ

きりとするために各行政官が司法を干渉してはいけないという論旨を下されていて、朝審・秋審制度はこの論旨と合わない。③毎年8月に行われる朝審・秋審が短い時間で一年中の案件を決めるのはとてもあわただく、実際の効果を取めるのが難しい⁽²⁴⁾。

沈家本が提出した変更理由に対し、憲政編查館はそれが問題の急所をついたものとして、審判庁が設置されたかどうかの状況も配慮しながら、秋朝審制度を以下のように改正した。即ち、①外省の秋審は督撫と布政司との合同審査を廃止し、京師の朝審に関しては、覆核大臣（覆審ため派遣される大臣）と九卿との合同審査も即時に停止する。②審判庁を設置していない地方において、秋審の犯人を省まで解審して審査することなく、提法司または按察司が原判決の事実認定に沿って確認して処理し、そして原案とコメントを法部に送付し、法部はまた皇帝へまとめて上奏する⁽²⁵⁾。

秋朝審における、各機関の合同審査制度は最後、最重要の手順であり、中央と地方各部門の重要官僚が全員事件の覆審に参加しなければならない。伝統的な中国において、「相互に牽制し合うことによって、不正を防止することが最も重要視される」（「最講牽制防弊之法」）⁽²⁶⁾。秋朝審も同じであり、複数の機関と複数の人員による集団的な審議を経て、認識上の偏りを小さくさせ、人的要素によってもたらされる影響を極力回避し、司法の公正を保証して実現する。合同審査制度の廃止は、間違いなく秋朝審制度構造への破壊に当たる。

3. 解審の部分的免除

「解審」というのは、事件の犯人、関連証人と書類を上級機構に送る手続であり、清朝の必要的覆審制の重要な一環である。必要的覆審制によると、地方と中央の各レベルの審判機構がその行政レベルの違いによって、異なる司法権限を持ち、事件が裁決権限を持つ機構に送達されるまでに、繰り返し上級機構に送られて何回も覆審を受け、各覆審機構は犯人と証人を直接に審理し、事実関

係を審査し、量刑の妥当性をも査定しなければならない（覆審機構は事件に対して、事実問題と法律問題を区別することなく全面的な審査を行う）。これによって、事件の審理裁決の公正性が保たれる。そこで、解審が上下の覆審機構を繋ぐ重要な手続であり、事件の覆審が順調・有効に行われる基礎と言える。

しかし、宣統元年（1910）において、清朝政府が審判庁を設立していない地域の徒・流刑以上の事件の犯人に対して、省までの解審を免除すると決めた⁽²⁷⁾。すなわち、審判庁を設立していない地域の各州県においては、刑事事件を裁判する際に、徒刑の場合は省までの解審を免除し、流刑以上の犯人に関しても、道、府、直隸州の覆審を経て終わりとした。その解省免除の原因については、憲政編查館は、解審に関する例（解勘之例）が元々審判の範疇内にあるため、解審については審判官によって決められるべきであり、行政官としての各省の督撫と提法司は司法行政事務を行うべきであると説明した⁽²⁸⁾。そこで、清朝政府は解省免除によって省レベルの行政機構を審判機構の中から取り除こうとした。この後、宣統2年（1911）に、秋審の犯人の解省も免除された。

しかし、徒・流刑以上の事件と秋審事件の解審免除は、事件の解審回数の減少を意味する。必要的覆審制においては、解審の回数は事件が直接に審理・覆審される回数と一致しており、解審の回数が減れば、事件が直接審理・覆審を受ける回数も減る。死刑事件を例にすると、州、県の初審事件が地方に直接に審理・覆審される回数は、元の3回（州・県→府・庁・直隸州→按察使司→督撫）から1回に減らされ（州・県→府）、府庁直隸州の初審事件は、元の2回（府・庁・直隸州→按察使司→督撫）から1回に減らされた（府・庁・直隸州→道）。

そこで、清朝末期の近代化司法改革において、司法行政と審判の分立精神の下で、中央の法部から各省の督撫と按察使司に至るまで、行政官に分類され、司法審判・覆審の職能を失った。三法司が解体し、法部、督撫と按察使司が司法審判から除外され、必要的覆審制が元の7つの審級から（州・県、府、按察

使司、督撫、刑部、三法司、皇帝) 大幅に州・県、府、皇帝の3つの審級に削減された。滋賀秀三によると、必要的覆審制が誤りさらに冤罪の発生を阻止できたのは、多重確認機構の設置と「何回かの調べ直しの手続き」の施行によるものである⁽²⁹⁾。しかし、審級の減少と事件の解審免除によってもたらされる事件の直接審理・覆審回数の減少は、冤罪の発生確率の増大とそれが正される可能性の減少を意味する。「紙一枚の証言に、矛盾や不明の点があるとしても、事実を確認することができず、従ってそれを正すことは実に稀であろう」⁽³⁰⁾。本来、秋朝審制度は必要的覆審制に合わせた死刑監侯となっている事件への確認(覆審)制度である。しかし、司法改革以来、古いものを捨て、新しいものを導入し、簡略化が進められた。秋朝審制度も徐々に単純化され、秋審がリスト作りにとどまり、「招冊」に入れて通常の手続きで行われることを止め、各機構の合同審査も全部削除された⁽³¹⁾。死刑事件の最後の救済手続が空洞化された。

事実の真相を究明し、または事件の事実を確認することは手続が存在する重要な理由の一つである。事実が正しく確認されてから、法によって正しく事件を決することが始めて可能になる⁽³²⁾。

しかし、清末においては、伝統的な審判制度が固有の機能を発揮できず、新しい審判制度が審判庁の未整備によって全面的に伝統的な審判制度を代替できない状況の下で、「事実の真相の究明」という手続目標を実現することも極めて困難になった。そこで、世論の関心が高く、当局の盛衰を左右する死刑事件に関して、清朝政府が「一時しのぎ」として覆判制度を導入し、入れ替わりの最中にある審判手続に修正を行った。覆判制度が旧来の必要的覆審制と新たな四級三審制という異なる審判手続を繋げ、手続全体の近代化を実現した。一方、より重要なのは、覆判制度によって、法学専門知識と審判実務経験を持つ新たな審判機構である大理院が末端組織と皇帝の間の審級の空白を埋め、各級の行政機構に取って代わり、事件の確認(覆審)機能を果たした。

まとめ

真相を究明し、紛争を解決することは、手続法と実体法の目標であり、法的手続の価値を評価する基準である。事実を正しく解明しないかぎり、紛争を適切に解決することはできない。

覆判制度は当初行政官が司法を司ることによって引き起こされる弊害を糺し、新旧審判制度の交代を実現するために設けられたが、それに加えて、末端機構と皇帝の間の審級の欠如を補い、中間の審級配置を確保しようとした。従って、清末の覆判制度が体現した手続き上の価値は、手続き自身が主体としての人的価値の探索、即ち手続きが当事者を中心に構築され、当事者の意思を尊重し、その正当な権利を保障するために設置されたことにあるのではなく、王朝の統治の正当性を確保するための真相究明、手続き自身の根本的な機能を完全化するために行われた制度の設計である。人的主体性の認知と尊重へ変化することは、民国の任務となり、徐々に形をなしたが、その詳細は将来の研究課題とする。

- 1 国民政府時期の覆判制度については、陳珊「論覆判」（上、中、下）（『軍法專刊』第19卷第10・11・12期、1973年）、陳朴生「覆判與覆核」（『軍法專刊』第1卷第3期、1952年）、同「覆判制度之特質——從軍事審判法說起」（『法令月刊』第7卷第8期、1956年）を参照されたい。
- 2 覆判制度に関する研究は、江庸「五十年来中国之法制」（許章潤編集『清華法学』第8卷、清華大学出版社2006年版、第263-264頁）に遡ることができる。前述した論文が清朝末期、民国初期の覆判制度の各時期における特徴と変化を簡潔にまとめたが、それを深く検討していない。清朝の覆判制度については、韓濤「晚清法制變局中的覆判制度——以大理院覆判活動為中心的考察」（『江蘇社会科学』2012年第4期、第222-228頁）は清朝末期の覆判制度が時代を更迭する際の過渡的なものであり、新旧司法体制の連結と調和を体現したと解する。民国の覆判制度について、渡

辺章秀「北京政府時期の覆判制度」(夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』, 京都大学学術出版会, 2011年, 第481-516頁)は民国初期の覆判制度を全面的に考察したうえ、覆判制度が求める理念と実態が食い違うときにその隙間を埋めるために伝統的制度を巧みに援用することと結論づけた。李啓成「民初覆判問題考察」(許章潤編集『清華法学』第5巻, 清華大学出版社2004年版, 第187-203頁)は民国初期の覆判制度が限りある司法資源を審級に基づいて配置し、司法審判の質を向上させる仕組みであると論述した。黄俊華「伝統と現代の間——民国覆判制度変化論析」(『信陽師範学院学報』2015年第6期第51-55頁)は、民国時代の覆判制度が新型司法形態と伝統的な司法審判が結合した結果であり、転換期の中国社会の特徴を体現したことを指摘した。

- 3 拙論「清朝末期における裁判制度について——刑事裁判手続きを中心として」, 『東洋文化研究所紀要』第160冊, 第250頁。
- 4 行政兼理司法の弊害については時の評価が多くあり, 吳嘉猷「論県知事兼理司法之弊害」(『法律周刊』, 1923年第24期, 第33-36頁), 周健鳴「亟須廢除之県知事兼理司法制度」(『政鐸』, 1927年第2期, 第37-39頁), 「雜評二 知事兼理司法」(『申報』1912年11月12日, 第7版), 「司法公報臨時増刊: 司法會議議決案」(『司法公報』第71期(1917年), 第111-112頁)などを参照されたい。
- 5 「県知事兼理司法応否停止諮詢案」, 『司法公報』第68期(1916年), 第97-98頁。その原文は、「現実制度中, 県知事兼理司法最為無理, 則雲改良, 亦以此制為最不容緩」である。
- 6 必要の覆審制は, 清朝の基本的な審判制度である。滋賀秀三によると, それは事件の決定権がその重要さに応じて異なるレベルの行政機関に属し, 決定権を有するレベルまで事件が未定のままに繰り返し覆審を受けて上にあげていく仕組である(滋賀秀三『清代中国の法と裁判』, 創文社, 1984年, 第23-24頁)。
- 7 ここで, 死罪事件はもっぱら死刑を指すわけではない。江庸が「五十年来中国之法制」の中に言及したように, 「死刑は当時の用語であり, 絞刑に処すべき犯人のうちに, 直ちに実行されるべき者や, 「情実」または「緩決」に入れられる者や, 秋審例による遣, 流, 徒に減刑される者は, 全てその中に含まれ, 本日の法律にいう死刑とは異なる」(死罪系当時用語, 凡擬絞人犯, 例応立決, 或入実入緩及秋審例応減遣流徙者, 均包括在内, 与今律所称死刑不同)。
- 8 『清史稿』, 刑法三, 第15冊卷144, 中華書局1977年版, 第4206頁。その原文は, 「外省刑案, 統由刑部核覆。不会法者, 院寺無由過問, 応会法者, 亦由刑部主稿。在京訴訟, 無論奏咨, 俱由刑部審理, 而部權特重」である。

- 9 『清史稿』, 刑法三, 第15冊卷144, 第4215頁。その原文は、「法部不掌現審, 各省刑名, 劃歸大理院覆判」である。
- 10 上海商務印書館『大清新法令』(点校本), 第1巻, 商務印書館2010年版, 第378頁。その原文は、「京外一切大辟重案, 均分報法部及大理院, 由大理院先行判定, 再送法部覆核」である。
- 11 「憲政編查館奏核議法部奏酌擬死罪施行詳細弁法折」, 『政治官報』第32冊, 台北文海出版社, 1965年, 第68頁。
- 12 朱寿朋編『光緒朝東華錄』, 中華書局, 1958年, 第5703頁。
- 13 部院の争いの中で, 大理院の覆判期限に関して争議がある。光緒33年(1907)に法部が提出した「法部奏酌擬司法權限折(並清單)」によると, 大理院の覆判期限が10日であり, 同年に大理院が提出した「釐定司法權限(並清單按語)」において, 10日間が20日間に増やされ, 最終的には「法部大理院會奏遵旨和衷妥議部院權限折(並清單)」において, 大理院の覆判時限が20日と確定された。
- 14 『光緒朝東華錄』, 第5703頁。
- 15 劉錦藻編『清朝統文獻通考』(三), 卷249, 上海商務印書館, 1955年, 第9945頁。
- 16 『大清新法令』(点校本), 第7巻, 第321-322頁。
- 17 『清史稿』, 刑法三, 第4206頁。その原文は、「凡訴訟在外由州縣層遞至於督撫, 在內歸總於三法司」である。
- 18 『清史稿』, 刑法三, 第4206頁。その原文は、「刑部受天下刑名, 都察院糾察, 大理寺駁正」である。
- 19 秋審・朝審制度については, 近年赤城美恵子の研究, 即ち、「清朝前期における熟審について」(『帝京法学』第30巻第1号, 2016年), 「清代における秋審判断の構造——犯罪評価体系の再構成」(『法制史研究』第63号, 2014年), 「清代における律例と秋審条款の量刑基準——闕毆殺人を例に——」(『東北大学法学会『法学』第75巻第5号, 2012年), 「清代秋審条款考——人命門をてがかりとして」(鈴木秀光ほか編『法の流通』, 慈学社, 2009年), 「清代服制事案に関する一考察——秋審手続を通じてみたる——」(『東洋文化研究所紀要』第155冊, 2009年), 「清朝秋審における緩決人犯の減等について」(『法史学研究会会報』第12号, 2008年), 「清朝秋審における趕入について」(『中国——社会と文化』第20, 2005), 「『緩決』の成立——清朝初期における監候死罪案件処理の変容——」(『東洋文化研究所紀要』第147冊, 2005年), 「可矜と可疑——清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって——」(『法制史研究』第54号, 2005年)を参照されたい。
- 20 『大清新法令』(点校本), 第1巻, 第342頁。

- 21 例えば、例によって「情実」（執行相当）か「緩決」（翌年まわし）かを判断できない場合であり、「可矜」（減刑）か「留養」（その戸に犯人が唯一の成丁であり、処刑すると老病の父母が扶養者を失うことに配慮して減刑を奏請）かを判断できない場合である。
- 22 『大清新法令』（点校本），第1巻，第343頁。
- 23 『大清法規大全』（四）卷三・法律部・變通旧律例，「修訂法律大臣奏編秋審條款片」，1801-1802頁。その原文は，「再查秋審條款一書係乾隆三十二年及四十九年刑部兩次纂定，原與刑律相輔而行，蓋據律例以定罪名，即因罪名以定矜緩情實，法至善也。特歷時既久，例文疊經修改，條款仍沿用至今，其原訂子目四十條，大半不能概括，況此次修訂現行刑律，一切罪名等次較從前多有輕重之分，則將來核辦秋讞事宜，自非明示遵循，不足免分歧，而祛疑誤，臣等公同商酌，擬請將秋審條款按照現行刑律逐加釐正」である。
- 24 『政治官報』，宣統2年3月18日，「憲政編查館奏核覆修訂法律大臣奏變通秋審覆核舊制折」。その原文は，「推原會審定例之初意，本為嚴杜構陷鍛煉之弊，現法院編制法既行法官之資格，均由慎選而來，並設三審之階，廣通呼籲行合議之制，博彩輿情。此外，如律師之辯護，鞫問之公開，凡為被告人謀利益者無微不至，詳慎至此，實無深故之虞。此揆諸今制之必應變通者一也。國家政令不宜首尾兩端，斯歷級遞升，可以漸至一貫。上年十二月二十八日欽奉諭旨劃分司法權限，令行政各官不准違法干涉等因欽此，欽遵在案，慮囚大典如仍因襲會審具文，是與違法干涉何異，此推諸明論之必應變通者一也。秋審事例雖不逮現行律例之繁，而為錄囚最後之成規，推勘尤宜入細，同一情實也有予勾者有夾簽聲敘者，同一緩決也有引例減等者有三次後始行查辦減等者，以及陣亡之忠裔，老疾之單丁，種種款目必研習有年，斯無貽誤。今以司法之重寄而分任素未涉獵之人，已非循名核實之意，且秋朝審上班為時甚促，罄一年之積牘，而取決於寸晷之中，此唐太宗所謂，雖立五審一日即了，未暇審思，五審何益是也。此狃於虛文之必應變通者又一也」である。
- 25 『清朝統文獻通考』，卷252，第9978頁。
- 26 梁启超「論立法權」，『政治学新論』，広智書局出版，1903年版，第76頁。
- 27 審判庁をすでに設立した地域に関しては，2種類の状況に分けてこれを検討する必要がある。京師等の審判庁が完全に設立された地域において，四級三審制が適用される。直隸等の審判庁が部分的に設置された地域において，州県の行政長官が事件の初審を担当し，二審は省の高等審判庁または分庁が行う。詳細に関して，拙論「清朝末期における裁判制度について——刑事裁判手続きを中心として」，第249-254頁を参照されたい。

- 28 『憲政編查館奏議覆東督奏解釋法令議論分歧拋實直陳折』、『政治官報』, 1911年第1225期, 第45-50頁。
- 29 滋賀秀三「中国法文化の考察——訴訟のあり方を通じて」、『続・清代中国の法と裁判』, 創文社, 2009年, 第13頁。
- 30 『清朝続文献通考』, 卷252, 第4215頁。その原文は、「凭一紙之供勘, 即有駁詰之處, 究竟案情無從查悉, 則糾正誠恐無多見」である。
- 31 吉同鈞「新訂秋審條款講義・序」, 楊一帆主編『清代秋審文獻』, 第30冊, 中国民主法制出版社, 2015年版, 第239頁。
- 32 MICHAEL.D.BAYLES. Procedural Justice: Allocating to Individuals [M].Kluwer Academic Publishers, 1990: 115-127.

論清朝末期的覆判制度

娜鶴雅

本文所論及的“覆判制度”，是指中國清朝末年由行政機關審理的死罪案件須送交大理院，由大理院對案件的事實認定，法律適用及量刑妥當性進行覆核的制度。覆判制度始於清末，成形並普遍適用於民國北洋政府時期，且為國民政府所沿用。在清末，覆判制度不僅僅是作為司法近代化的產物，在新舊審判制度交替過程中起到過渡性的作用，還在於它在審判制度近代化過程中作為法律程序呈現出的應有的基本價值。這主要體現在，在傳統審判制度固有機能無法發揮以及新式審判制度機能不健全的情況下，覆判制度將新舊審判程序進行了有機的銜接，填補了基層機關與皇帝之間的審級空缺，避免了因程序缺失而導致案件事實無法被正確揭示的可能性。